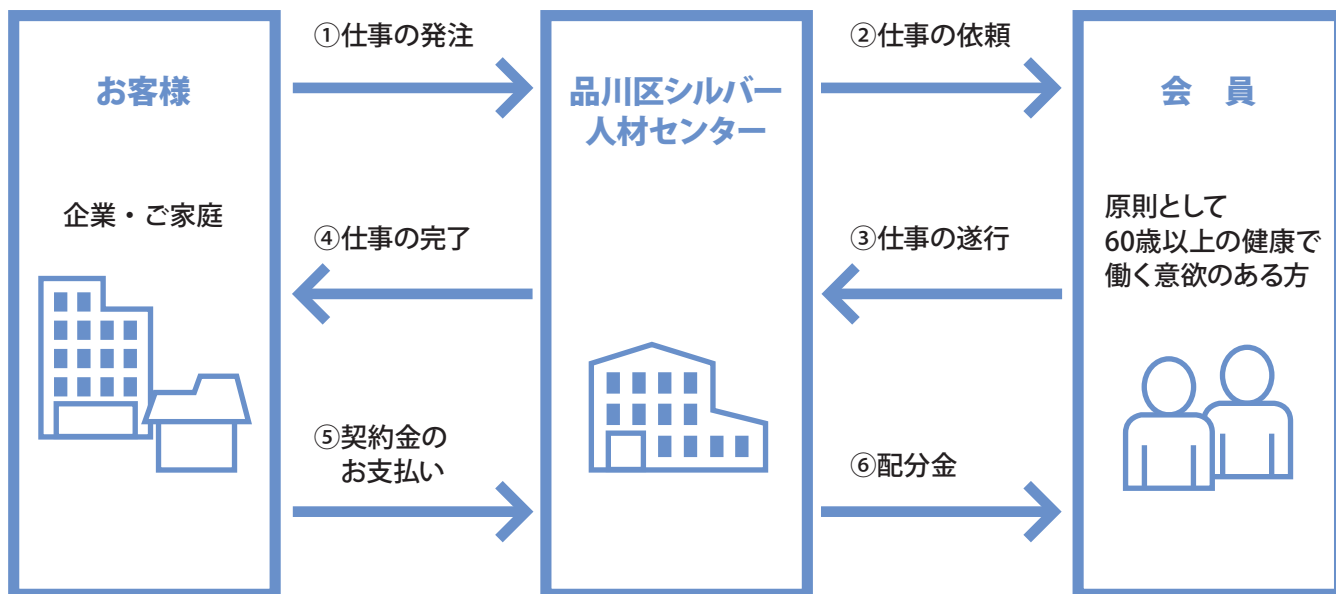


請負・委任

請負契約

お客様と仕事に就く会員の方に雇用関係・指揮命令関係はありません。



請負・委任

請負・委任	
働き方の特徴	シルバー人材センターが請負・委任で受注した仕事を、会員が再請負・再委任の形で働きます。
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な業務(概ね月10日程度以内) 又は軽易な業務(週20時間未満のもの)
雇用関係の有無	なし
発注者の指揮命令	受けない
会員が加入する保険	シルバー総合保険
発注者との契約当事者	シルバー人材センター
社会保険・雇用保険の適用	なし